

○国立大学法人金沢大学特任教員の就業に関する規則

(平成 18 年 4 月 1 日規則第 32 号)

改正

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)が、研究・教育及び診療活動の活性化、高度化を図るために、特別に雇用する者の就業について、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則により雇用する職員を本学職員就業規則第 2 条第 2 項に規定する教育職員とし、「特任教員」と称する。

2 この規則において「テニユア・トラック」とは、期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）のうち、昇任審査請求権付きの契約をいう。

(種類)

第 3 条 特任教員のうち、大学設置基準及び大学院設置基準に基づき本学が定める教育研究上の基本組織(以下「基本組織」という。), 又は特定のプロジェクトに雇用する者を「特任教員 I 種」とし、次に掲げるものとする。

- (1) 優れた人材を育成するために、テニユア・トラック制度を適用して雇用する者
- (2) 特定のプロジェクト等を推進する上で、特に学長が必要と認めた者

2 特任教員のうち、高度で専門的な知識・経験を有する者で、病院自己収入の増、附属病院の管理運営の強化及び診療レベルの向上のため、基本組織に雇用するものを「特任教員 II 種」とし、次に掲げるものとする。

- (1) 新たな治療方式や検査方式を開発・確立し、それが広く応用されるなど医学界で高く評価される者
- (2) 特定の治療方式や検査方式に練達して知名度が高く、広域から受診希望者が集まる者
- (3) 地域医療機関からの信頼が厚く、多くの紹介患者が見込まれる者
- (4) 的確な診断・治療で定評があり、患者から広く支持されている者
- (5) 管理・運営の強化に資し、病院経営の改善への評価が高い者

3 特任教員のうち、基本組織以外の組織等に、外部資金を原資として雇用する者を「特任教員 III 種」とし、次に掲げるものとする。

- (1) 寄附講座又は寄附研究部門の研究・教育を担当する者
- (2) 共同研究講座又は共同研究部門の研究・教育を担当する者

(3) 科学研究費補助金等の外部資金を受けて、研究・教育を担当する者  
(職名)

第4条 特任教員の職名は、その業績、職務内容に応じ次に掲げるものとする。

- (1) 特任教授
  - (2) 特任准教授
  - (3) 特任助教
  - (4) 特任助手
- (選考)

第5条 特任教員の採用のための選考は、教育研究評議会の議を経て学長の定める基準により、教授会又はこれに相当する委員会の議を経て学長が行う。

- 2 前項の選考には、本学教員選考基準を準用する。
- 3 第7条で規定する給与で別表1を適用する特任教員(第3条第1項第1号の特任教員を除く。)を雇用する場合は、役員会の意見を聴くものとする。

(雇用形態)

第6条 特任教員は、勤務時間が1週間当たり本学職員就業規則第46条で定める時間を勤務する常勤職員(以下「常勤特任教員」という。)と1週間当たり30時間を超えない範囲内の非常勤職員(以下「非常勤特任教員」という。)とする。

- 2 非常勤特任教員については、1週間当たり10時間以上勤務するものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、役員会の承認を得て10時間未満の勤務とすることができるものとする。

(給与等)

第7条 特任教員の給与は、別表1及び別表2に定める額とする。

- 2 特任教員I種(第3条第1項第1号の者)の給与は、別表1を適用する。
- 3 特任教員I種(第3条第1項第2号の者)、特任教員II種及び特任教員III種の給与は、別表1又は別表2を適用する。ただし、学長が特に必要と認めた者については、役員会の承認を得て学長が別に定めることができる。
- 4 本学を定年退職した者又はそれに準ずる者の給与については、再雇用欄に定める額とする。ただし、顕著な業績等を有する者については、役員会の承認を得て学長が別に定めることができる。
- 5 非常勤特任教員の給与は、別表1の本給年額又は別表2の本給月額に当該教員の週当たりの勤務時間を乗じて得た額を常勤特任教員の1週間当たりの勤務時間で除した額(100円未満を四捨五入)とする。
- 6 特任教員の給与の改定に係る取扱いについては次の各号のとおりとする。
  - (1) 別表1の適用を受ける者 雇用期間中の給与は改定しない。ただし、雇用期間の更新時においては、給与を改定することができる。

- (2) 別表2の適用を受ける者 別表2に定める経験年数が上位の区分に達した時は、翌年の1月1日に昇給させることができる。
- 7 別表1を適用する特任教員(以下「年俸制適用特任教員」という。)の諸手当は、特殊勤務手当(夜間業務手当及び入学試験手当に限る。)、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、宿日直手当、診療待機手当、特別拠点手当及び共同研究業績手当を常勤職員に準じて支給する。
  - 8 別表2を適用する特任教員の諸手当は、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当(夜間業務手当及び入学試験手当に限る。)、時間外・休日労働手当、夜間勤務手当、宿日直手当、診療待機手当、期末手当、勤勉手当、特別拠点手当及び共同研究業績手当を常勤職員に準じて支給する。ただし、再雇用欄を適用する者の期末手当及び勤勉手当は就業規則第19条に定める職員に準ずるものとし、非常勤特任教員には、期末手当及び勤勉手当は支給しない。
  - 9 常勤特任教員のうち医師免許を有する者で診療に従事するものには、初任給調整手当を常勤職員に準じて支給する。ただし、年俸制適用特任教員には、支給しない。
  - 10 年俸制適用特任教員の給与は、本給年額(第5項の適用を受ける者は第5項による額)を12で除した額(1円未満を切上げ)を毎月支給する。
  - 11 給与の支給日は、本学職員就業規則第34条の規定によるものとする。
  - 12 第7項から第9項までに定める諸手当の、常勤職員又は就業規則第19条に定める職員に準じた支給における職員給与規程の準用に関し必要な事項は、別に定める。

#### (雇用期間)

第8条 特任教員の雇用期間は、5年以内とし、平成25年4月1日以後に締結された2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間(以下「通算契約期間」という。)が10年に満たない者についてはその範囲内で雇用を更新することができる。

#### (有期労働契約から無期労働契約への転換)

第8条の2 この規則により雇用された特任教員の通算契約期間が10年を超える場合に、当該特任教員から労働契約法(平成19年法律第128号)第18条に定める、期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)の締結の申込みがあったときは、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の翌日から、無期労働契約へ転換するものとする。

- 2 前項の通算契約期間の算定基準等は、労働契約法第18条の定めによるものとする。
- 3 第1項に定める有期労働契約から無期労働契約への転換に係る申込手続については、別に定める。

#### (雇用年齢)

第9条 特任教員の雇用年齢は、70歳までとし、その年齢に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

2 前条の規定に基づき有期労働契約から無期労働契約へ転換した特任教員については、前項の規定を適用する。

(社会保険等)

第10条 特任教員の医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険及び介護保険等は、各法令に従って本学が事業主として加入する。

(退職手当)

第11条 退職手当は、特任教員が退職等をした場合に支給する。ただし、次の各号に掲げる者には、支給しない。

- (1) 6月未満で雇用期間の満了により退職した者又は自己都合により退職した者
- (2) 本学を定年により退職した者又はそれに準ずる者
- (3) 非常勤特任教員
- (4) 年俸制適用特任教員
- (5) 本学職員退職手当規程第24条に該当する者

2 退職手当の額は、退職時の本給月額に次の各号に掲げる退職事由に応じた割合を乗じて得た額に、更に100分の83.7を乗じて得た額とする。

- (1) 自己の都合等による退職 1年につき0.3
- (2) 任期の満了による退職、通勤(労働者災害補償法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。)による傷病又は業務外の死亡による退職 1年につき0.5
- (3) 業務上の死亡による退職 1年につき1.35

3 勤続期間は、特任教員として在職した期間とし、その他の期間は、当該勤続期間に算入しない。

4 勤続期間の算定は、本学職員退職手当規程第19条の規定により算定するものとする。この場合において、算定後の勤続期間が6月未満となる場合にあっては、退職手当を支給しない。

5 その他退職手当の支給に関し、この規則に定めのない事項については、本学職員退職手当規程による。

(その他)

第12条 この規則に定めのない事項については、本学職員就業規則、本学非常勤職員就業規則及び本学教育職員人事規程のほか、本学の就業に関する規則及び労働基準法等関係法令の規定による。

2 この規則と異なる労働協定の適用を受ける職員については、この規則の当該部分は適用せず、労働協定の定めるところによる。

3 特任教員には、本務に支障のない範囲内で他の授業及び研究指導等に從事させることがある。

4 この規則により難しい場合は、その都度学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日(以下「調整日」という。)に本学の非常勤職員として在職していた者から引き続きこの規則による特任教員となった者(以下「継続特任教員」という。)の第 7 条に規定する本給月額は、次に掲げる額とすることができる。
  - (1) 調整日にフルタイム職員であった職員 調整日に支給されている単価の基となる非常勤職員給与規程第 3 条に定める本給の月額
  - (2) 調整日にパートタイム職員であった職員 調整日に支給されている単価の基となる非常勤職員給与規程第 3 条に定める本給の月額
- 3 調整日に住居手当を受給していた継続特任教員の住居手当は、本学の常勤職員に準じて支給することができる。
- 4 第 1 項第 1 号に規定する職員で本学を定年退職した者については、第 11 条第 1 項第 2 号の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に非常勤特任教員として雇用されている者の勤務時間は、改正後の第 6 条第 2 項の規定にかかわらず従前の勤務時間とする。
- 3 大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所を担当する特任教員には、本給の調整額を常勤職員に準じて支給する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の国立大学法人金沢大学特任教員の就業に関する規則第 11 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 3 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 99」と、同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 95」と、同年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間においては「100 分の 91」とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 8 条及び第 9 条の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日に在職する者の雇用期間及び雇用年齢は従前のおりとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間の諸手当の支給に当たっては、平成 27 年 3 月 1 日改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）を準用する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日からこの規則の適用を受ける者の給与等及び退職手当については、第 7 条及び第 11 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間の諸手当の支給に当たっては、平成 28 年 3 月 1 日改正前の職員給与規程を準用する。

#### 附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成 28 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間の諸手当の支給に当たっては、平成 29 年 3 月 1 日改正前の職員給与規程を準用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、平成 29 年 10 月 6 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間の諸手当の支給に当たっては、職員給与規程第 38 条の規定を除き、平成 30 年 3 月 1 日改正前の同規程を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日から引き続き在職する者については、第 8 条の改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1(第 7 条関係)

職種	級	号給	本給年額
助教	2	1	4,200,000 円
		2	4,800,000 円
		3	5,400,000 円
		4	6,000,000 円
		5	6,600,000 円
		6	7,200,000 円
	再雇用	4,200,000 円	
准教授	4	1	6,000,000 円

		2	6,600,000 円
		3	7,200,000 円
		4	7,800,000 円
		5	8,400,000 円
		6	9,000,000 円
		7	9,600,000 円
		再雇用	6,000,000 円
教授	5	1	7,800,000 円
		2	8,400,000 円
		3	9,000,000 円
		4	9,600,000 円
		5	10,200,000 円
		6	10,800,000 円
		7	11,400,000 円
		8	12,000,000 円
		9	12,600,000 円
		再雇用	7,800,000 円

注 1 各職種における号給は職務内容及びその者の能力等を総合的に勘案し決定するものとする。

注 2 本学を定年退職した者又はそれに準ずる者は「再雇用」とする。

別表 2

職種	級	号給	本給月額	経験年数(大学4卒以後)
助教 助手	2	1	200,000 円	5年未満
		2	250,000 円	5年以上
		3	300,000 円	10年以上(博士の学位取得者については, 7年以上)
		4	350,000 円	15年以上
		5	400,000 円	20年以上
		再雇用	290,000 円	本学を定年退職した者又はそれに準ずる者
准教授	4	1	300,000 円	9年未満
		2	350,000 円	9年以上
		3	400,000 円	14年以上
		4	450,000 円	19年以上
		5	500,000 円	24年以上
		再雇用	340,000 円	本学を定年退職した者又はそれに準ずる者
教授	5	1	400,000 円	16年未満
		2	450,000 円	16年以上



	3	500,000 円	21 年以上
	4	550,000 円	26 年以上
	5	600,000 円	31 年以上
	再雇用	420,000 円	本学を定年退職した者又はそれに準ずる者

注

経験年数の換算等は、職員給与規程に準じて算定する。